子ども・子育て新システム実現に向けた課題の整理について

日本労働組合総連合会会長代行 岡本 直美総合男女平等局長 中島 圭子

子ども・子育て新システムは、"社会全体で子ども・子育てを支える"社会への第一歩であり、子ども・子育て支援策の画期的な変革でもある。「社会保障と税の一体改革成案」で最優先事項として示された全世代型支援~子ども・若者支援への試金石としての期待を背負っている。生産年齢人口が減少していく少子高齢社会にあって、新システムの実現は、仕事と子育ての両立を図り、女性の就業率を高め、少子化対策にも資する、現時点では最善の方策である。

基本ワーキングはこうした立場で本年7月「中間とりまとめ」を行った。今後は具体的な制度設計の詰め、積み残された具体的な課題の精査が求められている。 子どもたちと子育てに関わるすべての国民の期待に応えるものとして、新システム第一段階の作業をすべての関係者の協働で具体化し、確実かつ着実に取りまとめていく必要がある。こうした観点から、具体化のためのいくつかの課題を指摘したい。

記

1.「新システム事業計画(仮称)」等について【資料③】

①新システムの実施主体としての「市町村新システム事業計画」について

- ○市町村に「新システム市町村事業計画」の策定を義務付けられることにより、地域住民のニーズを調査・把握し、保育や子育て支援の必要性が客観的に測定され、必要な施設等が計画的に整備されることになる。
- ○また、「こども園給付(仮称)」、「地域型保育給付(仮称)」により、子ども及び 保護者の権利性が個人給付として担保され、都市部、人口減少地域など全国どこ に居住していてもニーズがあれば、必要な給付が保障されることは画期的な前進 である。
- ○なお、「新システム事業計画(仮称)」には、需要把握にとどまらず推進方策についても必須記載事項とすることが望ましい。住民参加型のPDCAによる施策の実行・推進にも整合的である。

②地方版「子ども・子育て会議(仮称)」と「新システム事業計画(仮称)」の関係 について

○「子ども・子育て会議(仮称)」は関係当事者の参画のための仕組みである。子 どもは投票権を持たず、子育て世帯は地域では人口ボリュームからも世代的にも 決して多数を占めていない。利用者本位の仕組みとするためには、子育て関係当 事者が子ども・子育て政策の PDCA すべてに関与できることが望ましい。

- ○したがって、「子ども・子育て会議(仮称)」は、「新システム事業計画(仮称)」 の策定委員会の機能を合わせ持つことがもっとも望ましい。これによることが困 難な場合には、子育て会議を策定委員会の必須構成員に組み込むべきである。
- ○当事者参加は、民主主義及び地方自治の真髄である。参加型の社会保障の第一歩 としても、市民自治のための地方分権にとっても試金石となることが期待される。

③社会的養護事業及び障害児支援にかかる事業について

- ○本資料では、社会的養護事業は、都道府県の事業として整理されているが、具体的なニーズに基づき、生活拠点に近い市町村の事業とすることが適切である。
- ○一定広域的に対応せざるを得ない事情がある場合でも、少なくとも市区または福祉事務所設置町村における対応を検討すべきである。必要に応じて、都道府県が支援し、広域連携を図るのは当然である。

4)関係当事者の参画方法について

- ○自治体における当事者参画の方法は、当事者の「意見聴取は義務付け、会議体の 設置は必置」とすべきである。
- ○障害児支援などマイノリティのニーズは、こうした積極的是正措置がなければ把握されにくい。インクルージョンの観点からも不可欠な仕組みと考えられる。当事者が確実に参画できる仕組みは、市民自治と地方分権の観点からも有益である。

2. 指定制における指定や認可等の主体について【資料④】

①指定・指導監督の主体について

- ○「こども園(仮称)」への入園は、現行整理によると保護者と園の直接契約(利用支援が必要な場合、待機児童が存在する場合等を除く)となることが想定されていることから、実施責任を持つ市町村(実施主体)が指導監督等の社会的規制機能を発揮するために、指定主体は市区町村とすべきである。指定主体を市区町村にすることは、市町村関与の仕組みとしても有効である。
- ○なお、特例市や市町村にとって負担との指摘もあるが、実施主体が権能を持って 関与することは不可欠であり、現に、介護保険制度における地域密着型サービス 等指定主体としての実績がある。都道府県が主体となった場合、対象範囲が広域 で、緊急の介入支援が必要な場合など、迅速性・即応性が担保できない。

3. 国が定める基準と地方裁量の関係について【資料⑤】

①指定基準の設定及び従前基準の改善について

○「こども園(仮称)」等の施設・事業ごとの指定基準は、子どもの生命と安全、 保育の質を担保する最低の基準となることから、客観的かつ全国一律の基準とし て定めることは当然である。また、職員配置基準についても、同様の観点から客 観的基準を設けること、現行の貧弱な配置基準を改善することも不可欠である。 いずれにおいても、現行基準を下回ってはならない。

4. 小規模保育サービスについて【資料⑥】

①小規模保育サービス (地域型保育給付(仮称)) の展開について

○従前、規模要件を満たさないために認可外となっていたへき地保育所など、ニーズがあるにもかかわらず認可外サービスとなっていた小規模保育、家庭的保育、

居宅訪問型保育、事業所内保育等が、小規模保育サービス(「地域型保育給付(仮称)」)として展開されることは大きな前進である。

○本来必要に応じたこども園設置が望ましいが、保育所設置が追いつかない地域や、 十分な資金が確保されないためにボランタリーな努力でカバーされていた小規 模保育などにとって、待機児童対策や経営改善につながることが期待される。

5. 新システムの残された検討課題と主な論点について【資料②】

①【④】「公契約における市町村の関与」

○本項目の主旨は「市町村関与による利用支援の仕組み」と考える。児童福祉法の本旨に基づき、福祉的観点から利用支援を必要とするすべての子どもと保護者への確実な支援の仕組みを保障する必要がある。市町村を指定・指導監督の主体とすることと合わせ、不可欠な課題である。

②人材確保と定着促進策について(補足)

○児童福祉分野の人材確保は喫緊の課題となっている。職員配置の充実や処遇改善、 資格取得支援など、早急に人材確保策を講じる必要がある。

③放課後児童クラブ事業の拡充について(補足)

○保育との連続性を持った放課後児童クラブ事業の整備・拡充が喫緊の課題となっている。当面は事業とされたが、事業の拡充支援と、その質を担保するための「ガイドラインの策定」を早急に具体化すべきである。

④地域子育て支援事業について(補足)

- ○子育てひろば、地域子育て支援事業、戸別訪問事業など、地域密着型で多様な地域の創意工夫の元に実施されているこれら事業は、子育ての孤立化防止、不安の除去など核家族化の時代における子育ての安心確保に大きな役割を果たしている。
- ○とりわけリーチアウト型サービスの積極的展開が児童虐待防止などには特に有効である。こうした事業を積極的に展開するために、確実な財源保障が不可欠である。

⑤新システムの全体像について(補足)

○今後の作業として、これまでの基本構想やその後の議論を踏まえ、新システムの 全体像(範囲)、工程などの輪郭を示していく必要があると考える。

以上